



嬉楽株式会社と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 190015 号)

嬉楽株式会社 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組めます。

嬉楽株式会社は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組めます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和2年5月31日

嬉楽株式会社
代表取締役

石田 香織

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 衛生ルールの確認を毎朝行い、意欲向上に努めています。
- スタッフの体温、体調管理を出退勤時に記入しています。
- 生産者、産地のリストを公表、またその製法を掲示し、食と農の、知識を高める努力をしています。
- 原材料は適切に管理しフードロス・廃棄物の削減及び再資源化を推進しています。
- 店内の整理整頓を行い清潔を保ちます。